

大学評価と大学図書館

土屋俊(大学改革支援・学位授与機構)

日本の大学図書館の現状を分析、理解し、その将来の姿を考えるためには、大学図書館が置かれている日本の高等教育という環境について十分な理解をすることが必要である。また、もっぱら研究成果の発表によって学術の進歩を実現する学術情報流通がオンライン化したこととその図書館における帰結は否定できないものである。この二つ、つまり高等教育と学術研究という2つの軸から考えることが大学図書館の理解と展望について不可欠である。そのこと自体は自明であるかもしれないが、この講義では、大学に対する評価事業の背景と現状という観点から高等教育と学術研究の質保証の仕組みを概観し、大学図書館との関係を論じる。また、本年度においては、中央教育審議会大学分科会において大学設置基準の改正方針のなかに、大学図書館に関わる改正が30年以上を経てひさかたぶりに示唆されているので、その意義についても論じる。

大学をなぜ「評価」するのか

大学は20世紀後半に至るまで「評価」の対象ではなかった。なぜ評価しなければならなくなったのか。

- a 質保証のための大学評価：大学機関別認証評価、分野別評価
- b 資源配分のための大学評価：国立大学法人評価
- c 消費者の選択のための情報提供するための大学評価：大学ランキング等
- d 大学改革のための大学評価：「評価をすると良くなる」という神話(あるいは、脅し)

大学評価は、なぜ、高等教育の質保証と関連づけられるのか

「大学評価」と呼ばれる活動は、以上のようなさまざまな動機が交錯しながら、いくつかの類型に分けられるが、どの場合も「質」が評価の対象となっている。その理由は何だろうか。

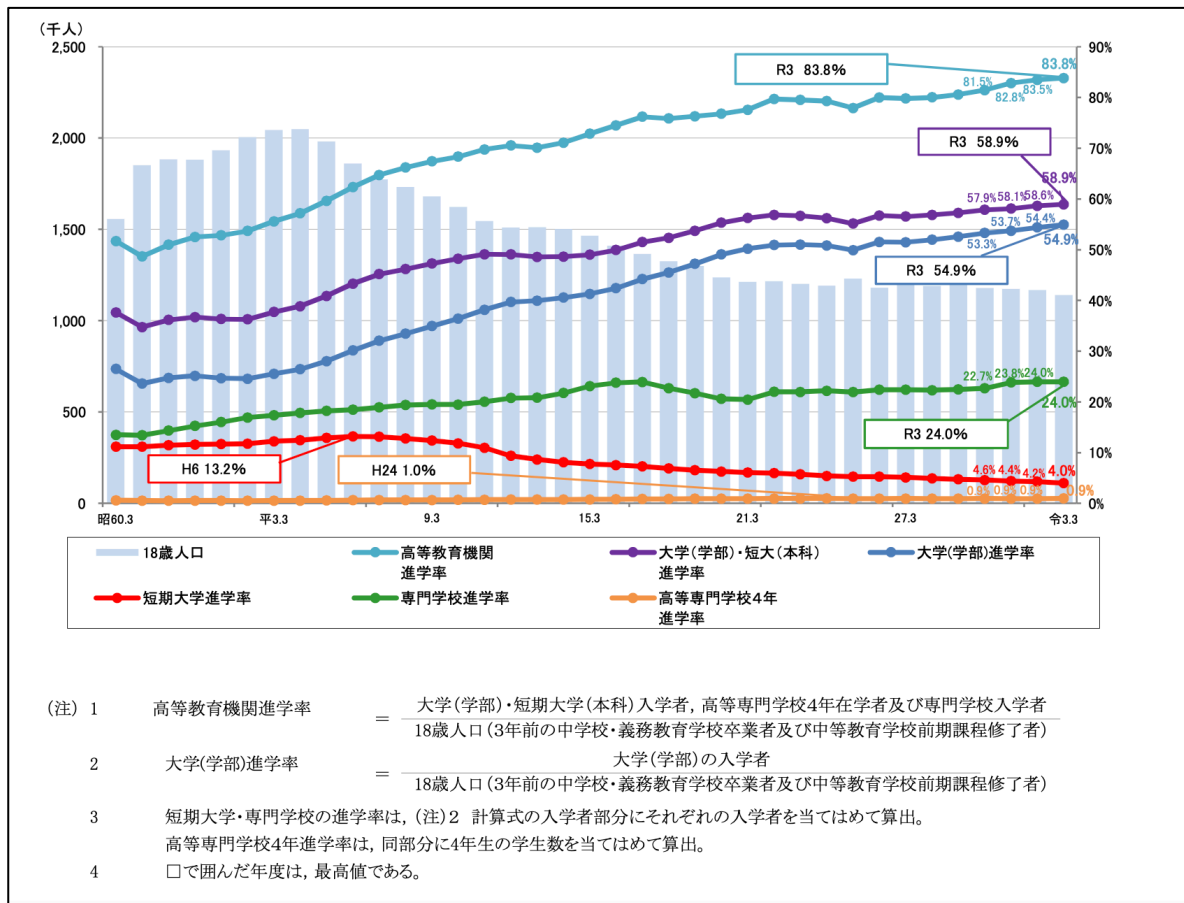
1. 評価するという以上は、事実や結果そのものではなく、内在する性質について判断したい。たとえば、「割れ難い」というような性質と同様に、「研究力」「教育力」を知りたい。
2. 高等教育は、社会全体の中でさまざまに異なる関心に基づいて注目されている。その関心によって「質」の性格が異なることになる。
3. そしてなによりもまず、「質」の劣化を予想させる事情が数多く存在する。
 - (ア) 学生数の増加
 - (イ) 学校数の増加
 - (ウ) 就業の状況

(ア)については、次頁の図がよく参照される。

世界の中で現代日本の大学に問われる質と各種の評価制度との関係

1. ここ25年、大学(短大、大学院含む)在学者数はほぼ変化なし(約300万人)で、実際、私学倒産もほとんどない。2019年度大学+短大の現役志願率61.2%に対して同進学率58.1%、大学(学部)・短大・専門学校進学率(現役)は82.8%。また、4年制大学の入学者62.3万人(うちA0入試6.5万人、推薦入試23.9万人)⇒ たくさんの人が行くたくさんの大学における学習

(学生の経験)の質を保証することが必要となってきた ⇒ **大学機関別認証評価**



- 労働市場の国際化、社会の知識化を前提として、(大学教育は高度に知的な労働者を生み出すので)大学教育市場が「グローバル化」しつつあると考えられている(「大学の国際化」)。現実には先進国の大学生の10%から20%は「留学生」(日本は、例外で、300万人の学生のうち十万人強にとどまる)となっている。このように、学生の流動性が高まり、かつそれを推進するためには、「単位」の質の保証が必要⇒職業資格としての大学卒業の意義づけ。また、学術研究の普遍性を考慮すれば、よりよい研究環境を求めて研究者・教員は移動する(はず)と考えられる。
- 公的資金が利用されている(国立大学法人運営費交付金・私学助成) ⇒ とくに国立大学について**配分の正当化とその検証のための評価の必要性** ⇒ **国立大学法人評価** ⇒ さらに、評価結果をもとにして配分を決定する方向
- 経済規模としては、公的財政と私的な家計をあわせて、[(国立大学運営費交付金+国立大学授業料)+(私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助)+(公立大学授業料+自治体補助)+研究助成]が高等教育機関にはいっている(4兆円程度) ⇒ **これに見合う結果(ROI?)を確認する必要がある** ⇒ **日本の高等教育政策の検証**
- 18歳人口の60%が4年制大学に進学、その他の教育機関(専門学校、省庁立大学校等)を含めると8割が中等教育終了後も就学 ⇒ 高等教育の変質? higher education? Postsecondary education? Tertiary education? ⇒ **知識基盤社会への対応**
- 同様に、大学修了後のいわゆる就職率は、5、6割程度(ただし、就職率の定義と算出は、けっこう面

倒)なので、外部的な経済環境もあるが、就業準備機関(大学の「工場モデル」“factory model”)と学術機関(“ivory tower”)の両方であることの意義の再確認の必要性 ⇒ そもそも、学士課程修了者がどのような知識・能力の持ち主であることを大学は保証できるのか ⇒ **大学機関別認証評価**

7. 高等教育サービスに需要をもつ「学生」が消費者として購買するという理解モデル(学生消費者主義”student consumerism”)の浸透(「全入化」によって買い手市場となる) ⇒ **各供給者(higher education provider)**について、それぞれの高等教育というサービス商品の質を知りたいという当然の要求、ないし消費者保護の観点からのサービス品質保証⇒ **大学機関別認証評価**
8. 大学で行なわれる研究活動に本来国境はないが、資金はほとんどすべて公的資金であるので、(学術研究成果がそのまま直接的に社会に還元されうべきか、され得るかという議論は別にして) 少なくとも一定の還元を求める圧力は存在するので、研究の学術的価値だけでなく、社会的、経済的影響についても把握する必要がある ⇒ **国立大学法人評価**
9. 「大学教員は研究者でなければならない」ということの社会的承認の自明性の喪失、すなわち、大学では研究と教育が行なわれるといういわゆる「フンボルト理念」の自明性の喪失⇒ **教員の教育能力の保証への要求(もともと、**ファカルティ・デベロプメント**推進の背景にある考え方ではあるが、同時に、専任教員が 19 万人いることも重要)**
10. そもそも大学は存続のために規模を拡大する(授業料は前払い払い戻しなし、原則ディスカウントはない)。巨大な組織は官僚化する(とりわけ、大学は公平性、客観性を重視して入学者選抜、成績評価、卒業判定を行なう建前なので、規則の山ができる)。しかし、官僚化した組織は自己保存を目的として、規則と前例を盾にとって自ら変革しない ⇒ **外部からの監視が必要 ⇒ 自己点検・評価⇒外部評価⇒第三者評価**

これらの展開は諸外国においても、どのように重点を配分するかは異なりながら、同様の動向となっている。

- アメリカにおける高等教育費の高騰問題と MOOC 勃興、accreditation 団体、営利大学等の適格認定と連邦政府の干渉(「単位」の法令化と“competency-based rating”(Obama)) ⇒ 在学生への連邦奨学金給付条件充足を判定する地域別適格認定団体の現状への批判⇒ 高等教育法延長問題
- イギリスにおける高等教育の見直し(サッチャー改革(post-1992 大学群と Quality Assurance Agency)、さらに最近、Department of Industry, Innovation and Skills (BIS) が管掌)、留学生と移民政策、海外進出(ブランチ・キャンパス) ⇒ “Students at the heart of the system”、助成枠組みの変更(給付から貸与へ変更し、大幅な授業料値上げ⇒新しい評価制度への提案(2015 年) ⇒ (2020 年までの間に)HEFCE 廃止⇒ 教育省内の Office of Students(OfS)による管理へ。資金配分は、Student Loan Company による income contingent repayment system による全面貸与制度へ。教育評価は、HERA2017 以降、OfS による Teaching Excellence Framework(TEF)へ(Gold/Silver/Bronze バッジによるランクづけ)。
- フランスにおける大学法人化(サルコジ政権)⇒ オランダ政権での揺り戻し。AERES から HCERES へ。
- ドイツにおける「授業料」の導入とその撤廃。「システム認定」制度の導入

- ヨーロッパにおけるボローニャ・プロセス(Bologna Process) ⇒(10年経過して) 学位の共通化・質保証 ⇒ European Higher Education Area (EHEA)の創設(2010 から。メンバー49 カ国)。さらにコペンハーゲン・プロセス(VET-LLL、Tuning プロジェクト等、(ヨーロッパ的)複線型中等・高等教育体制における「資格」の調整。ESG の改訂(2015)。学生参加。
- オーストラリアにおける「規制」(regulatory)機関による質保証⇒ピアレビュー方式をとらない。
- 日中韓による CAMPUS Asia 等々。SEAMEO-RIHED による AIMS 等。日本の留学生政策の変容。さらに、この傾向は、国際的な大学ランキングの勃興(2005 年以降。ここで不思議と bibliometrics などが登場)。
- ASEAN の地域統合が 2015 年。各局面での共通化のなかで高等教育振興が行なわれている。高等教育も同様。同時に中国との関係。
- 南アジアにおける高等教育の急速な増大(エリート段階からの離脱が進むインド、パキスタン、スリランカ(?))
- 高等教育といっしょに高等教育質保証制度を輸入している中東諸国
- アフリカにおける高等教育熱。南アフリカ、ナイジェリア等。旧宗主国よりアメリカを見ているように思われる。しかし、構造的南北問題の解決はなかなか困難。University World News というメディアは、Global Edition と Africa Edition の 2 本立
- ヨーロッパの枠組みを机上空論で精緻化している中南米諸国。

要するに、大学評価は以下の必要性の認識の結果求められている

1. 大学における学生の経験の質と大学教育が生み出す人材の質の保証
2. 資源配分の客観的根拠の確立と検証
3. (以上を含めて、)一般的な社会的な説明責任の履行
4. 各大学の経営の基礎となり、改善、発展の前提となる客観的認識と客観的評価
5. 日本の高等教育の「国際的通用性」の確保

現代の日本における大学評価の現在に至る背景

第二次世界大戦後の大学改革

1. 進駐軍(GHQ)民間情報教育局(CIE)教育課による教育民主化政策の一環としての大学改革(1946年から47年) ⇒ アメリカにおける accreditation 機関による「適格認定」方式の導入を構想
2. あわせて、「大学基準」と大学基準協会(1947) ⇒ 国立、公立、私立に対して同一の基準によって大学としての認定を与える仕組みへの模索(旧制大学の特権の剥奪?)
3. この過程で、CIE、文部省、教育刷新委員会、米国教育使節団、日本側大学関係者(旧帝大側、それ以外)などの相互関係が複雑に関係していた。

「大学設置基準」の施行と相互評価の形骸化ないし消滅、そして、新設大学増から設置審査至上主義

1. 1956年文部省令「大学設置基準」施行によって、文部省が設置する大学設置審議会による厳格な事前審査による設置認可制度が開始
2. 戦後の方向性であったはずの大学の相互評価による自律的な質保証という考え方がなくなり(?)、文部省(およびその審議会を使った)による設置審査が大学政策の中心となった。⇒ 文部省による国立大学

学校設置法による)

(教育)の質保証のための第三者評価(「認証評価機関による評価」=「認証評価」の開始)

1. 学校教育法の改正(2002年) ⇒ 全大学が、国から認証された第三者評価機関(認証評価機関)による機関別の評価を受けることが義務化(資料参照)
2. 中央教育審議会答申(2002年8月)『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』⇒学校教育法の改正(2004年4月施行)。目的は2つ:
 - i. 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
 - ii. 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
3. 認証評価の開始(2004年) ⇒ 財団法人大学基準協会(2004年度から「加盟判定」「資格判定」から切り替えて)、財団法人日本高等教育評価機構(2004年度から)、大学評価・学位授与機構(2005年度から)大学評価・学位授与機構の独立行政法人化(2004年4月)。同じ時に、国立大学法人化(2004年4月)

学校教育法(抜粋、下線は土屋)

- 第九十九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2** 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。(以下略)
- 3** 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。(以下略)
- 4** 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。
- 第一百条** 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。(第2項以下略)

平成29年改正、平成31年4月施行の学校教育法(第83条の2の追加に伴う第109条第3項の改正)

- 3** 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

令和元年改正、令和2年4月施行の学校教育法改正(第109条第5、6、7項の追加)

- 5** 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況(第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。)が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
- 6** 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(次項において「適合認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7** 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適(新設)合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

28年3月省令改正

- 学校教育法施行規則第 165 条の 2 の新設 ⇒ いわゆる「3 ポリシー策定の義務化」
 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針(大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。)を定めるものとする。
 - 一 卒業の認定に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針
 - 学校教育法施行規則第 172 条の 2 の改正
 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
 - 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
 - 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正
 第一条第二項第一号を次のように改める。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教員組織に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - ニ 施設及び設備に関すること。
 - ホ 事務組織に関すること。(ここまでは、大学設置基準的内容)
 - ヘ **卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。**
 - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。(ここまでは、学校教育法施行規則的内容)
 - チ **教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。(細目省令独自)**
 - リ 財務に関すること。
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
- 第一条第二項第二号を次のように改める。
- 二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。
- 第一条第二項第三号を次のように改める。
- 三 設置計画履行状況等調査(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)第十四条に規定する調査をいう。)の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。

現在の日本における大学評価事業の状況

「認証評価」の基本的考え方(大学評価・学位授与機構の場合 2022 年度段階)

以下では、大学改革支援・学位授与機構が実施している大学機関別認証評価の目的、基本的な方針、基準を掲載する。

大学機関別認証評価の目的

1. 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
2. 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
3. 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

基本的な方針

1. 大学評価基準の策定
2. 教育活動を中心とした評価
3. 個性の伸長と質の向上及び改善に資する評価
4. 内部質保証の重視
5. 学習成果を重視した評価
6. 大学関係者等による公正な評価
7. 国際的な質保証の動向との整合性

基準

どのような事項について認証評価しなければならないかは、上記細目省令第1条第2項において定められている。各評価機関は、さらに独自の立場から評価基準を定めている。大学改革支援・学位授与機構が平成31年(令和元年、2019年)以降の大学機関別認証評価のために定めた大学評価基準は以下の基準からなる。

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

※ 「大学等の目的」：大学、学部（学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）、学科又は課程若しくは大学院、研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）又は専攻ごとに定められた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

領域 2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5-1 学生受入方針が明確に定められていること

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

基準 5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

評価の方法: 書面調査と訪問調査

- 評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。
- 書面調査は、各大学が作成する自己評価書（根拠資料・データを含む）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- 訪問調査は、教職員（責任者、一般）との面談、学生・卒業生その他ステークホルダーとの面談、施設見学、授業見学、資料閲覧などを実施する。
- 評価結果を確定することに先立って、大学が意見を申し立てる機会を設ける。
- 評価結果は通知し、公表する。

日本の認証評価制度の特徴

- 「機関別」のみを法制化している（「プログラム評価」に関する規定はない（法制化しているとは限らないが）。専門職大学・専門職大学院はプログラム評価に近い）。これは（アングロ・サクソンを除くと）めずらしい。
- 制度発足から2サイクル14年を経て、「適合認定」がようやく定義されている。それまでは、高等教育制度において「評価結果」に実質的意味はなかった。ただし、「教育研究活動の総合的状況が大学評価基準に適合していると認定されなかった」大学への措置は、資料、報告を文部科学大臣が要求するにとどまる。さらに依然として、評価を受けない大学に対する処置は決ま

っていない。

- くわえて、複数機関が異なる大学評価基準を定めて「競争的に」行なっている。国の高等教育システム総体としての質保証を行なうにせよ、国のシステムに属する高等教育機関としての個々の大学の(ボトムラインの)質保証を行なうにせよ、システムとしての基準の統一がないので国際的にはややわかりにくい。
- 認証評価機関に対する評価制度(たとえば、国際的団体による第三者評価や国内団体相互の評価などの仕組み)が存在していない。平成28年の細目省令の改正によって、認証評価機関に自己点検・評価の実施とその結果の公表が義務づけられているにとどまる。

8.

運営費交付金配分の検証と改善のための国立大学法人評価

1. 国立大学法人化 ⇒ 国立大学法人評価の必要性
 - i. 国立大学法人の中期目標の期間における業務の実績の評価に際しては、教育研究の状況についての評価の実施を機構に要請し、当該評価の結果を尊重すること(国立大学法人法)。
 - ii.
 - iii. 機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するために、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等及び設置者に提供し、公表する(機構法)。
2. 評価自体は、文部科学省における国立大学法人評価委員会が行ない、大学評価・学位授与機構は「大学等の教育研究活動等の状況」を提供する。
3. 文部科学大臣が示す第1期中期目標を達成するための文部科学大臣が認可した中期計画に関する国立大学法人評価は2011年度に完了した ⇒ 運営費交付金への反映はあったが、微弱と認識されている。
4. 第2期中期目標期間に対する評価は、2016年度に実施された。第3期中期目標期間に対する評価では、第4期中期目標・計画の策定に資するために4年目終了時評価が再導入され2020年度に実施された(ただし、コロナウイルス感染症拡大のため実際の実施、結果の通知・公表は2、3ヶ月遅れた)。
国立大学法人は中期目標管理の独立行政法人であることを基本的に維持している。

それ以外の「大学」評価

1. 短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価 ⇒ 大学機関別評価に準じる(学校教育法に定められている)
2. 「分野別」評価
 - (ア) 専門職大学院認証評価(法科大学院など) ⇒ 学校教育法第109条第3項の定めによる。
 - (イ) 国立大学法人法に基づく国立大学法人評価における機構が独自に立案する「学部研究科等の現況分析」
 - (ウ) プログラムの適格判定
 - i. 米国におけるABAによるロースクール、ALAによる図書館情報学修士(MLIS等)課程認証、AACSBによるビジネススクールなどのア krediyテーシヨン、ABETによる工学系プログラムア krediyテーシヨン
 - ii. 日本技術者教育認定機構(JABEE)による理学、工学、農学分野の評価、日本医学教育認証評価評議会(Japan Accreditation Council for Medical Education: JACME)、薬学教育評価機構

(JABPE)などによる「プログラム」認定 ⇒ ここでは国際的枠組みが大きな影響をもつ(JABEEは、Washington Accord によって日本における唯一の国際的に通用する評価の位置づけ、JACMEは、ECFMG (Educational Commission for Foreign Medical Graduates) への対応がきっかけとなり、世界医学教育連盟 (WFME) の認証を受けている)

3. 「分野」(機能)別評価(教養教育、地域貢献などの分野について評価を行なう) ⇒ 大学評価・学位授業機構が行なった試行評価、同じく「選択的評価事項」、2012年度からの「選択的評価」 ⇒ 「機能別評価」
4. 研究評価
 - i. 国立大学法人評価の現況分析においては、学部・研究科ごとに教育と**研究**について状況を評価する(段階判定)。第2期、第3期の評価においては、Scopusに基づく引用数パーセンタイル、掲載雑誌平均引用数パーセンタイルを研究業績判定担当評価者に提供
 - ii. 研究資金配分等におけるプロジェクト評価があるが、機関の評価は行わない
5. メディアやその他の団体による「大学ランキング」：少数の評価項目を定め、それぞれについて客観的な指標、主観的評定を収集して評点化したのち項目ごとに重みをつけて評点を加算したスカラー値によって順位(ランク)づける
 - i. アメリカのもの: US News & World Report(1983)
 - ii. 上海交通大学の ARWU(2003) ⇒ THE, QS, etc
 - iii. 国内的なもの: 予備校による偏差値ランク; 朝日新聞社、東洋経済、日経などのメディア系、さらにベネッセ/THE(2017)

教育情報の「公表」 — 臨教審以来のもうひとつの課題

1. 「象牙の塔」という認識から、「開かれた」大学へ
2. 運営費交付金・私学助成に対する社会的説明責任
3. 消費者としての学生に対する商品としての高等教育の機能・性能・品質の保証
4. 学術と雇用における国際的流動性の基礎的情報の提供
5. (多分)以上から、**2011年4月から教育情報の公表の義務化**(資料参照)
6. 「大学ポートレート」の稼動(2014年10月)、前途は多難だが。

評価における大学図書館

評価対象としての大学図書館

1. 大学の一部としての大学図書館は、それ自体が大学評価において対象となることは少ない。
2. 教育のための附属施設としての図書館(情報センターとの関係)
 - i. 大学の施設の一部としての位置付け(「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」、現在は大学設置基準による)
 - ii. その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが通例
3. 建物、保存庫としての図書館の印象が残っている(下記設置基準参照) ⇒ 自己評価書にも所蔵数などをただ書いてあることが多い(各図書館「概要」のそのままの引き写し(?) ⇒ 本部から「作文」依頼を投げられたときに何を依頼されたのかを自覚的に検討すべき(館長は事務部に投げてはいけない)

4. 要するに、現在および近未来では教育の本質的要素としての位置づけは、自己評価の中に現われない仕組み。研究においても同様というか、それ以上に価値がなく感じられる(「外国雑誌」)。
5. 一応、大学基準協会による大学図書館基準(昭和二七年六月一七日)があるが、最近改正が昭和五七年五月一八日なことから、そのあと真面目に考えられていないことを推して知るべし。
6. ただし、アメリカの法科大学院認証(accreditation)機関(ABA)は、Law library に対して、管理運営上、予算上の自立性を要求し、実質的に大学図書館システムからを独立させることを要求している(ABA, Accreditation Standards, 602)など。
7. 現行の大学設置基準

【資料 大学設置基準抜粋】

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

8 大学設置基準を改正する最近の動き(令和4年5月大学分科会資料「大学設置基準等の一部を改正する省令案骨子案」https://www.mext.go.jp/content/20220516-mxt_koutou01-000022585_1.pdf)

(前略)

3. 主な改正内容案

(略)

二教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

教員組織(第7条)、事務組織等(第41条、第42条、第42条の2)と分かれている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働(第2条の3)の規定を整理し、第三章へ一体的に規定することにより、教員と事務職員等が一体となって教育研究等の運営に携わることを明確化する観点から、次に掲げる改正を行う。

「大学図書館基準」(大学基準協会、1952年。最終改訂、1982年)があったが、そこでも量的な基準は示されていない。設置基準では、大綱化のあと量的基準がなくなっている。しかし、今後は1単位45時間は国際的な観点からも維持されるので、その「実質化」がひとつの焦点。

(1) 「教員組織」(第7条第1項)について、事務職員等も参画し教育研究活動を行うことを明確化する観点から、「教育研究実施組織」に改め、大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする旨の規定を置く。

(2) 教育研究実施組織において、教員と事務職員等の連携・協働(第2条の3)の規に係る規定(第7条第2項)を改め、大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育研究の実施に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下で協働しつつ、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教育研究実施組織を編制する旨の規定を置く。

(3) 事務組織に並ぶ形で規定されていた厚生補導を行う組織(第42条)について、組織規定の一体的整理及び厚生補導の役割を明確化する観点から、大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨の規定を置く。

(4) 事務組織(第41条)について、組織規定の一体的整理及び今日の事務組織が果たす役割を明確化する観点から、大学は、教育研究、厚生補導の円滑かつ効果的な業務の実施のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、広報、情報システム、財務、施設整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする旨の規定を置く。

(略)

五校地、校舎等の施設及び設備等

(略)

(3) 校舎等施設(第36条)については、校舎に備える個々の室の名称を号に分け、会議室、学生自習室、学生控室などを含め詳細に掲げている現行の規定を改め、教育研究上の機能として必要となる教室(第36条第3項)、研究室(第36条第2項)等は引き続き列記しつつ、必要な施設を備えた校舎を有することとして一般化し、大学は、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨の規定を置く。

(4) 図書及び図書館(第38条)については、電子化、IT化の進展や今日の図書館の役割を踏まえた規定に見直す観点から、閲覧室、整理室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定(第38条第4項、第5項)については削除するとともに、教育研究を促進するため、図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に整備し、学生並びに教員及び事務職員等へ提供するものとする旨の規定を置く。

しこの点を正当に評価させるのは困難であるかもしれない。

3. 電子的資源による学習支援の重要性(Learning management system(LMS)) とか、 Learning portofolio とか。しかし、認証評価的にはあまり目立たない。
4. 学習成果(Learning outcomes)へのシフト：「課程」修了から単位認定という形式の社会的な通用性の問題(一見、「単位実質化」論と不整合だが)。⇒ 就業準備としての高等教育という観点からは社会的要請は明確。(the specification of what a student should learn as the result of a period of specified and supported study.) つまり、授業の質でなく学生の学習の成果に重点が置かれている。他方で、学習成果をあまりまじめに考えすぎると、いまや人口の8割を占める大学修了者の質の保証を求められる(無理!)なので、むしろ、学習時間などによる高等教育機関としての学習機会提供義務履行を担保とする方向もある(米国連邦教育省、日本の文部科学省諸審議会等) ⇒ 平成27年度の
5. ただし、図書館の貢献が求められている分野であるが、自己評価にどのように寄与できるかは不明 ⇒ 理論構築が必要

大学図書館に関する評価事業(自己点検・評価、LibQUAL+)

1. 1990年代の国立大学においては自己点検・評価は実施されていたが、しだいにマンネリ化していった。
2. 設置基準大綱化、認証評価・法人評価の時代になって、図書館の主体的役割が学内で十分に評価されなくなっていく。「電子ジャーナル」で存在認知はあったが、教育、研究実施のための不可欠要素とは考えられていなかった。
3. ARL の LibQUAL+導入の試み(SERVQUAL(サービスの質の評価方法)の図書館サービス評価への応用。顧客期待度と実際経験とのギャップを測定) ⇒ 筑波大における研究、東北大、千葉大における試行、慶應義塾大学・丸善の企画 ⇒ 根付いていないといってよい(参考: 佐藤義則: LibQUAL+™の展開と図書館サービスの品質評価, カレントアウェアネス, No 280, 2004.)

大学の自己評価における図書館の役割

1. 学習支援サービスは、全般的に「単位の実質化」「学習成果」「学習支援」に貢献するものであり、かつその貢献が期待されているが、それらを明示的に図書館に帰属させることはきわめて困難。⇒ 相当の努力が必要
2. 研究支援サービスは、資源確保にとどまってしまう可能性が高いが、研究評価サービスは、図書館の専門的技能の活用としては自然かもしれない。しかし、それを「嫌い」な教員は存在。
3. Clarivate による InCite。Elsevier の商品である SciVal。この両者は、大学の(研究)評価(コンサルティング)を業務の一部としはじめている。もとねたは、かれらのデータベース(とくに、Elsevier の動向は重要)。(ついでながら、OCLC による Clarivate の告訴。2022年6月)
4. 教育情報公表の観点からは、教員研究業績のかなりが、これらの出版側サービスで捕捉されていることを考慮すると図書館の寄与は可能 ⇒ Institutional Research
5. 図書館はほとんど唯一、学生が授業時間外で自主的に学習しつつも管理された空間であるという特性をもつ ⇒ 千葉大学アカデミック・リンク・センターによる調査研究(各種の定点観測プロジェクトとインタビュー等、とくに成績情報と接続した分析)
6. これらの業務は、利用者支援ではなく、大学経営支援であることから、大学図書館と大学との関係を考える際に重要なポイント。

しかし、大学図書館の将来を考えるには評価の観点は不可欠

1. 「**基準**」が必要。基準は画一化をもたらすものではなく、コミュニティとしての共通理解を表現しているものであるはず。
2. 「**指標**」が必要。基準は、抽象的かつ専門的表現(ジャーゴン)を使って表現されがち(コミュニティとしての共通理解である以上、当然)。しかし、それでは、対学内的、対社会的責任をはたしえない。外部からも理解できるような(望むらくは)定量的な指標を設定し、目標を具体的に表現することによって達成の度合いを理解できるようにすることが説明を容易にする。
3. 「**外部性**」が必要。すでに多くの図書館で行なわれているように外部評価者による検証を行なう必要がある。